

国内でのテロ事件発生に備えた対応について

1 バイオテロ(Bテロ)に対する対応

(1)感染症法等の改正

- 感染症法を改正し、天然痘を一類感染症に指定。 (平成15年11月)
- 予防接種法施行令を改正し、天然痘を一類疾病に指定。
(平成15年10月)
- 生物テロを未然に防止するため、感染症法を改正し、病原体の管理体制を強化。
(平成18年12月)

(2)感染症指定病院等での医療の提供

- 感染症指定医療機関(特定3カ所8床、第1種25カ所57床、第2種317カ所1,659床(平成20年3月末現在))の整備を推進。

(3)医療機関等に対する情報提供及び研修の実施

- 医療関係者等に対し、炭疽などを含む感染症の診断・治療方法等に関し、日本医師会の協力も得て、情報を提供。
(平成13年11月)
- 感染症の治療担当病院に対する研修を実施。
(平成13年11月)
- 炭疽菌によるテロが疑われる封筒等が届けられた場合の対処法について、厚生労働省ホームページ、パンフレットにより広く国民に対し情報提供。
併せて、保健所等に郵便物等の検査依頼がなされた場合の対応についても周知。
(平成13年10月)
- 天然痘の診断及びワクチン接種についてのCD-ROMを作成し、医療関係者等に配布。
(平成14年4月)
- 感染症指定医療機関の医師に対し、一類感染症等予防・診断・治療について海外研修を実施。
(平成20年3月)

(4)都道府県等に対する異常な感染症の発生を把握した場合の対応等体制整備

- 都道府県等に対し、感染症発生動向調査を通じ、炭疽の発症をはじめ異常な発生動向の早期把握、及び迅速な報告を行うとともに、異常な動向の原因の早期究明を行うよう指示。
(平成13年10月)
- 都道府県等に対し、炭疽菌の汚染のおそれがある場合の対応方法や対応

が可能な医療機関の情報について情報提供し、適切な対応を要請。
(平成13年11月)

- 都道府県等の担当者会議を開催し、天然痘が発生した際の対応指針等について周知。
(平成14年12月)
- 天然痘について、各都道府県等に対して初動対処要員の指定等、事前の体制整備について要請。
(平成15年3月)
- 天然痘テロ対策として、具体的事項を盛り込んだ行動計画を策定するよう都道府県等へ要請。
(平成15年4月)
- 天然痘ワクチン接種の被接種者用説明用ビデオを都道府県等に配布。
(平成15年9月)
- 世界健康安全保障行動グループによる天然痘対処訓練に参加。(厚生労働省、千葉県、宮城県、仙台市等が参加。)
(平成15年9月)
- 生物テロを含む感染症の発生を迅速に把握するため。疑似症の診断の段階で情報収集する届出制度を実施開始。
(平成19年4月)

2 化学テロ(Cテロ)に対する対応

(1) 災害拠点病院、救命救急センターの充実

- 重篤な救急患者を24時間受け入れ可能な診療体制を有する救命救急センターの整備を行うとともに(全国に208カ所(平成20年3月現在)、災害時に多発する重篤救急患者に対しては、24時間対応可能な災害拠点病院を整備(全国に579カ所(平成20年3月現在))。)
- 平成10年度予算で救命救急センターに化学物質中毒解析器を、平成12、13年度補正予算で、防護服、除染設備等を配備。

整備状況	化学物質中毒解析器	73か所
	防護服	97か所
	除染設備	100か所
	簡易毒物検査キット	53か所

(2) 化学兵器を含む化学物質中毒に係る治療情報の提供体制の整備等

- 日本中毒情報センター(昭和61年厚生大臣認可による財団法人)において、治療情報の提供体制の整備等を実施。
(昭和61年度～)

(3) 広域災害・救急医療情報システムによる情報提供

- 災害医療に係る総合的な情報収集及び提供を全国的なネットワークを結ぶことにより、迅速な医療体制を確保。 (平成8年度～)

(情報提供先 災害拠点病院、救命救急センター
都道府県(41か所(平成20年1月)))

(4)NBC災害・テロ対策設備整備事業の創設

- NBC災害及びテロ発生時の被害者診断に必要な設備を救命救急センター等に整備。 (平成18年度～)

3 生物・化学剤を用いたテロ対策のための医薬品等の供給・備蓄

(1)医薬品等の供給・備蓄

- 一般の医療用医薬品については、平素から、災害拠点病院等において応急用医薬品を備蓄。
- 生物・化学テロに有効な医薬品等の国内における流通在庫量の確認。 (毎月1回)

(2)天然痘ワクチンの供給・備蓄

- 天然痘ワクチンについては、平成13年度補正予算において、国における備蓄を開始し、その後も必要量の備蓄、維持・管理を実施。

4 都道府県等へのテロ事件発生に係る対応の依頼

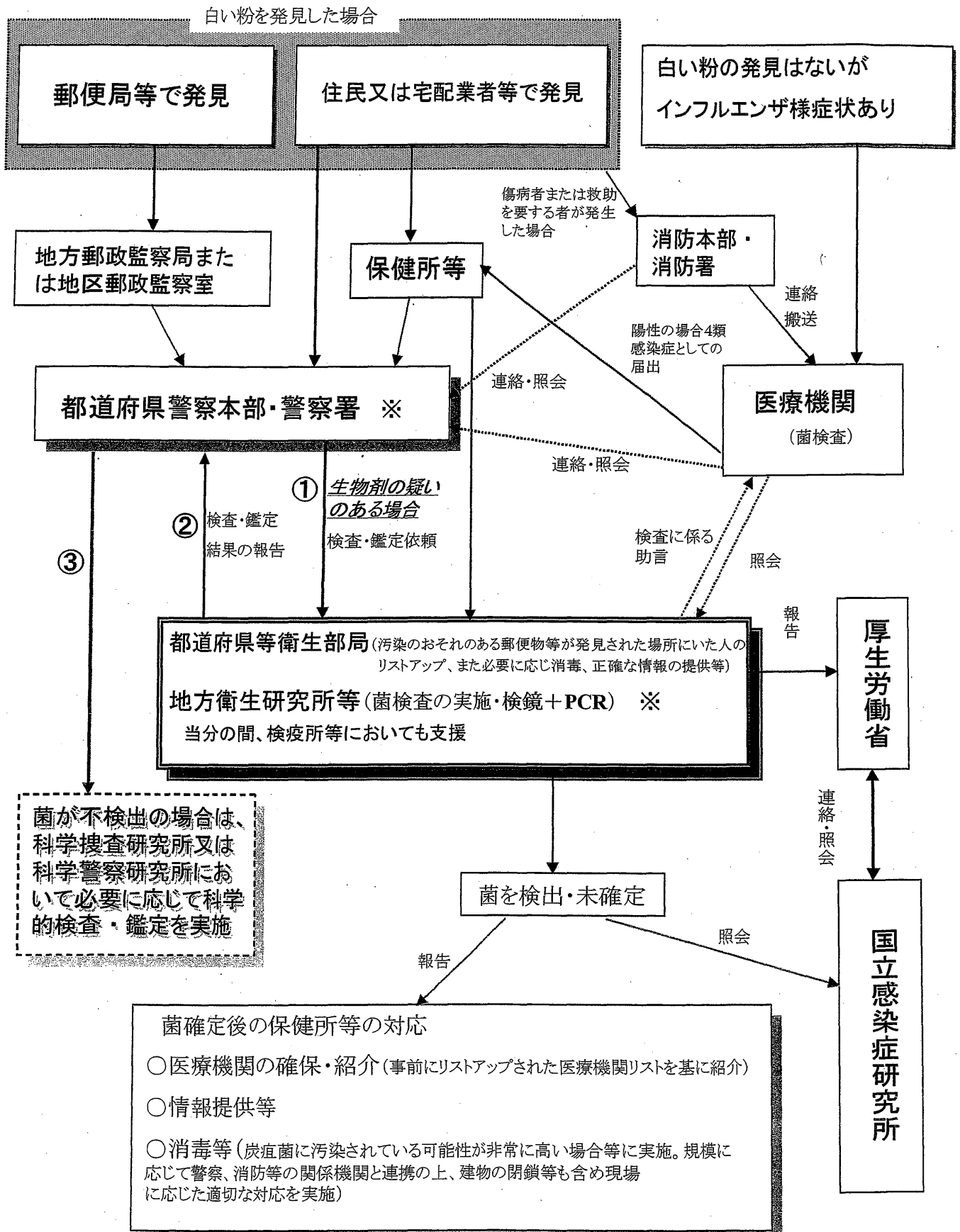
- 都道府県等に対し、感染症、救急医療、医薬品、食品、水道、地域における健康危機管理の体制整備等について、テロの発生を踏まえた所要の措置を依頼。また、病原性微生物の管理については、別途通知し、改めて管理強化を依頼。 (平成15年12月)
- 生物テロの発生等による緊急時対応として、都道府県等職員の派遣等の必要に応じた協力要請について感染症法に規定。 (平成18年12月)

5 世界健康安全保障閣僚級会合について

米国における同時多発テロを契機として、主に生物・化学テロ対策に係る情報交換や国際協力について協議することを目的として、カナダ政府の提唱のもと、加、米、墨、英、仏、独、伊、日、EU、WHOをメンバーとする保健担当閣僚級会合が発足し、これまで、8回の閣僚級会合が開催されている。

- 平成13年11月 7日 第1回閣僚級会合（於：オタワ）
- 平成14年 3月14日 第2回閣僚級会合（於：ロンドン）
- 平成14年12月 6日 第3回閣僚級会合（於：メキシコシティ）
- 平成15年11月 6日 第4回閣僚級会合（於：ベルリン）
- 平成16年12月10日 第5回閣僚級会合（於：パリ）
- 平成17年11月18日 第6回閣僚級会合（於：ローマ）
- 平成18年12月 7日 第7回閣僚級会合（於：東京）
- 平成19年11月 2日 第8回閣僚級会合（於：ベセスダ）
- 平成20年12月 5日 第9回閣僚級会合（於：ブリュッセル）

炭疽菌等の汚染のおそれのある場合の対応



※可能であれば、いわゆる白い粉等の検体は警察と地方衛生研究所で二分割する。原則として①～③の順に検査・鑑定を進めるが、化学剤であることが明らかである場合には警察が対応する。

□ : 生物剤
□ : 化学剤

(「天然痘対応指針(第5版)」より抜粋)

基本方針

(「厚生科学審議会感染症分科会感染症部会大規模感染症事前対応専門委員会報告書～生物テロに対する厚生労働省の対応について～(平成14年3月)」抜粋一部改変)

I 状況レベル設定

状況レベルを以下のとおりレベルⅠ～Ⅲの3段階に分け、それぞれのレベルごとに、基本的な対応方針を定める。

1. レベルⅠ(平常時)

生物テロ発生の漠然とした危惧はあるものの、国内における発生の蓋然性が具体的にはない状態。現在は、この状況と考えられる。

2. レベルⅡ(蓋然性上昇時)

生物テロ発生の蓋然性が高いと判断されるに至った場合。

例1: 他国において、炭疽菌を用いた生物テロが発生し、国内での発生が強く危惧される場合。

例2: 他国において、天然痘患者が発生し、生物テロとの関係が強く示唆される場合。

例3: 国内において、生物テロの犯行予告がなされた場合。

3. レベルⅢ(国内患者発生時)

国内において異常な感染症の発生動向を察知し、生物テロの発生が強く疑われる場合。

例: 実際に、天然痘の患者が国内で発生した場合。

II 各状況レベルの対応

1. レベルⅠ(平常時)

- ・通常の感染症対策(感染症発生動向調査等)の充実・強化
- ・検査法、診断・治療法、消毒法に関する知識の普及
- ・生物テロ発生の早期把握のための体制構築
- ・必要な医薬品等の確保
- ・必要な政令制定等の法的整備(感染症法上の一類感染症への位置付け、予防接種法の対象への追加等)

2. レベルⅡ(蓋然性上昇時)

- ・感染症法に基づく通常の感染症発生動向調査の強化
- ・症候群別感染症発生動向調査の実施
- ・特定職種に対する感染症予防措置(天然痘ワクチンの予防接種等)
- ・当該事例に関する国民への十分な情報提供

3. レベルⅢ(国内患者発生時)

レベルⅡに加えて、以下の対応をする。

- ・必要な医薬品等の円滑な供給と配分
- ・医療の提供
- ・まん延防止措置(感染症法に基づくまん延防止措置、予防接種法に基づく予防接種等)